

事務連絡
令和2年10月9日

各学校長様

四万十町教育委員会事務局
学校教育課

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る
取扱規程の一部改正による新入学児童生徒学用品費について

いつもお世話になっております。

このことにつきましては、先日の校長会で報告させていただきましたように、
新入学児童生徒学用品費を入学前に支給できることになりました。

そのために、申請書受付業務を例年より前倒しで実施しなければなりません。
就学援助事務担当者様にはお手数をお掛けいたしますが、ご協力をよろしくお願
いします。

スケジュール（案）

【新小学1年生】

令和3年

- | | |
|-------|------------------|
| 1月15日 | 入学通知書に申込書等を同封し送付 |
| 2月1日 | 保護者からの小学校への提出期限 |
| 2月15日 | 学校から教委への提出期限 |
| 3月1日 | 認定 |
| 3月18日 | 新入学児童生徒学用品費の支給 |

【新中学1年生】

令和3年

- | | |
|-------|------------------|
| 1月15日 | 6年生に小学校から申請書等を配付 |
| 2月1日 | 保護者からの小学校への提出期限 |
| 2月15日 | 学校から教委への提出期限 |
| 3月1日 | 認定 |
| 3月18日 | 新入学児童生徒学用品費の支給 |

上記、スケジュールは予定ですので、実施について不明な点等ご連絡いただ
ければ実施までに改善していきたいと思っておりますので、よろしくお願
いします。

なお、3月1日の認定に間に合わなかった場合には、例年通り前期分と一緒に
5月に支給します。

【問合せ先】

教育委員会事務局

学校教育課

(内線)

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後				改正前			
別表 小学校				別表 小学校			
費目	要保護	準要保護	支給時期	費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品費	—	11,420円	年2回(5月、10月)	学用品費	教育扶助	11,420円	年2回(5月、10月)
通学用品費(第1学年を除く。)	—	2,230円	年2回(5月、10月)	通学用品費(第1学年を除く)	教育扶助	2,230円	年2回(5月、10月)
新入学児童生徒学用品費等	—	40,600円	年1回(5月)	新入学児童生徒学用品費等	教育扶助	40,600円	年1回(5月)
修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前	修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前
医療費	—	実費	随時	医療費	医療扶助	実費	随時
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日	給食費	教育扶助	実費の50%以内	給食費支払日
中学校				中学校			
費目	要保護	準要保護	支給時期	費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品費	—	22,320円	年2回(5月、10月)	学用品費	教育扶助	22,320円	年2回(5月、10月)
通学用品費(第1学年を除く。)	—	2,230円	年2回(5月、10月)	通学用品費(第1学年を除く)	教育扶助	2,230円	年2回(5月、10月)
新入学児童生徒学用品費等	—	47,400円	年1回(5月)	新入学児童生徒学用品費等	教育扶助	47,400円	年1回(5月)
修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前	修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前
医療費	—	実費	随時	医療費	医療扶助	実費	随時
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日	給食費	教育扶助	実費の50%以内	給食費支払日
備考				備考			
1 他の制度で同様の助成がある場合は、他の制度を優先し、本制度での支給は行わない。				1 他の制度で同様の助成がある場合は、他の制度を優先し、本制度での支給は行わない。			
2 年度途中に認定を行った場合、学用品及び通学用品費については、認定を行った月を基準に月割りで随時支給する。				2 年度途中で認定された場合、学用品及び通学用品費は、認定された月を基準に月割りで随時支給する。			
3 前年度に認定を行った場合の新入学児童生徒学用品費等については、支給時期を5月とあるのは前年度の3月と読み替えて支給することができる。							